

第6章 特別活動

1 改訂のポイント

<目標>

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸張を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

(1) 目標について

○特別活動が、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる教育活動であることを一層明確にするために「人間関係」を加えるとともに、道徳の改善を踏まえて、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、「自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」を加えた。

(2) 学級活動について

○よりよい人間関係を築き、楽しい生活をつくるなど、自分たちの学級や学校の生活の充実と向上のために主体的に参画し、進んで話し合い、協力して実現しようとする自主的、実践的な態度の育成を重視し、低・中・高学年ごとに「内容」を示すとともに、いずれの学年においても取り扱う内容を「共通事項」として示した。

(3) 児童会活動について

○年齢が異なる児童同士の人間関係を築き、楽しい生活をつくるなど自分たちの学校生活の向上を目指して、進んで話し合い、協力して実現しようとする自主的、実践的な態度の育成を重視し、新たに「児童会の計画や運営」、「異年齢集団による交流」、「学校行事への協力」の3点を内容として示した。

(4) クラブ活動について

○特に、個性を伸ばし、異年齢の人間関係を築き、共通の興味・関心を追求する活動を楽しむなど、児童による自発的、自治的な活動を重視し、新たに「クラブの計画や運営」、「クラブを楽しむ活動」、「クラブの成果の発表」の3点を内容として示した。

(5) 学校行事について

○特に、よりよい人間関係を築き、公共の精神を養い、社会性の育成を図ることを重視した。
○自然の中での集団宿泊体験や異年齢の交流などを含む多様な人々との交流体験、文化的な体験などを重視する観点から、遠足・集団宿泊的行事の内容に「自然の中での集団宿泊活動など」と「人間関係など」を加えた。また、「学芸的行事」を「文化的行事」と改め、「文化や芸術に親しむ活動」を加えた。

2 指導計画作成上の留意点 →解説特別活動編 p.105～112

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達の段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳、外国語活動及び総合的な活動の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(ポイント)

- 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を作成することが明確に示された。(それぞれの指導計画は、全教師の共通理解と協力の下で作成することが大切である。)
- 特別活動に充てる授業時数や設置する委員会、クラブや実施する学校行事等を明らかにするとともに、各活動内容の計画に当たっては、学級や学校の実態を考慮する必要がある。
- 各教科等で育成された能力が特別活動で十分に活用できるようにするとともに、特別活動で培われた協力的で実践的な態度が各教科等の学習に生かされるように関連を図ることが大切である。

(2) [学級活動] などにおいて、児童が自ら現在及び将来の生き方を考えることができるよう工夫すること。

(ポイント)

- 児童が[学級活動]などの集団活動を通して自己をみつめ、自己のよさや可能性などを発見し、目標や希望をもって自らの将来についての自己の生き方や現在の生活の在り方などについて考えることができるように工夫することが大切である。
- 児童会活動においては、児童が自分の役割や責任を自覚して取り組み、役に立つ喜びを味わうように工夫するなど、様々な役割や立場を実践的に学ぶ場としていくことが大切である。
- クラブ活動においては、児童が異年齢の人間関係の中で、自己の興味・関心を追求することによって活動意欲を高め、自己のよさや可能性を発見する場となるよう工夫することが大切である。
- 学校行事においては、児童が事前にねらいや体験活動の意義を十分に理解し、意欲をもって活動できるようにするとともに、事後に感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り、児童が自己の生き方についての考えを深められるように工夫することが大切である。

(3) 「クラブ活動」については、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画し実施できるようにすること。

(ポイント)

- クラブ活動の外部講師を招く際には、クラブ活動が児童の自発的、自治的な活動であることの趣旨を十分に理解してもらうなど、児童の話合いによって作成された活動計画に沿った活動が展開できるように配慮する必要がある。

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

(ポイント)

- 特別活動の「望ましい集団活動による児童の自主的、実践的な活動」の特質を生かし、道徳的実践の指導の充実を図るようにすることが必要である。

<内容の取扱いについての配慮事項> →解説特別活動編 p.113～120

(ポイント)

ア 集団としての意見をまとめるなどの話合い活動等の充実

- 学級活動、児童会活動、クラブ活動については、今日的な課題を踏まえ「よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。」を加えた。

イ 発達の段階に応じた内容の重点化及び学級活動と道德教育や学級経営等との関連

- 学級活動については、「学級、学校及び児童の実態、学級集団育成上の課題や発達の課題及び第3章道德の第3の1の(3)に示す道德教育の重点などを踏まえ、各学年段階において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。」が示された。

- 学級経営の充実と学級活動の指導との関連が深いことから、「学級経営の充実を図り、個々の児童についての理解を深め、児童との信頼関係を基礎に指導を行う。」を加えた。

ウ 「異年齢集団による交流」の充実と「言語活動」の充実

- 学校行事の実施に当たっての配慮事項として、「異年齢集団による交流」の充実を加えるとともに、言語活動を充実する観点から「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動」を充実するよう工夫すること。」を加えた。

3 Q & A

Q1 「総則」に、「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」と示されていますが、これは、学校行事の時間確保の方法として、総合的な学習の時間を活用してよいものと解釈してよいですか。

この規定は、「総合的な学習の時間において計画した学習活動が、学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合も考えられる」ために、学習指導要領の第1章(総則)第3の5において示されたもので、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。

『問題の解決や探究活動』をねらいとした「総合的な学習の時間」と『集団活動を通して望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成』をねらいとした「特別活動」の特性の違いを踏まえ、「総合的な学習の時間」として計画した学習活動が、結果的に学校行事の内容と合致した場合にのみ適用される「代替」ととらえる必要があります。
→解説特別活動編 p.27～29

Q2 学級活動に関しては、今回、低・中・高学年ごとに「内容」が示されましたが、「第1学年と第2学年との違い」など、各学年の活動内容の違いについてはどう考えればよいですか。また、解説に示された内容については、全ての学校で取り組む必要があるのですか。

低・中・高学年ごとに「内容」を示したのは、中教審の答申で示された特別活動の課題に、「小学校では6年間を通じた活動内容をまとめて示しているため、発達や学年の課題に対応した適切な活動が行われにくい」との指摘を受けたことによるものです。

これは、あくまでも「発達の段階」を踏まえて適切な活動を設定していただくために示したものであり、解説の記述のとおり、各学年において課題とされている事柄や想定される活動について「例示」したものです。

そのため、各学校においては、児童の実態を踏まえて、各学校・各学年において最も適切な活動を設定する必要があります。